

令和7年3月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年3月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

内田すなを 委員 大石 敏裕 委員 川津 富夫 委員
中園 正彦 委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 皆さん、おはようございます。
それでは、3月総会の開催に当たり、報告をいたします。
本日は、現委員数24名中20名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、3月の総会を開催いたします。
それでは、第1号議案からまいります。農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
なお、審議番号16番は、議席番号**番の**委員が譲受人であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限に該当いたします。
よって、第1号議案は、先に審議番号16番を審議し、次に審議番号16番を除く全ての議案を審議いたします。
それでは、第1号議案の審議番号16番を議題とします。
議席番号**番の**委員の退席を求めます。
それでは、第1号議案、審議番号16番につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
4ページをお願いいたします。
所有権移転、西部地域、審議番号16番、1件です。
以上、審議番号16番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので質疑を終了し、ただいまより採決をいたします。
第1号議案の審議番号16番について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号16番は可決をされました。
審議番号16番の審議が終了いたしましたので、議席番号**番の**委員の出席を求めます。
**委員へ報告いたします。審議番号16番は可決されました。
それでは、続きまして、審議番号16番を除く第1号議案を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページ、審議番号9番までの9件です。
続きまして、西部地域、審議番号10番から4ページ、審議番号16番を除く5ページ、審議番号18番までの8件です。
続きまして、賃借権設定、西部地域、審議番号19番、1件です。
6ページをお願いいたします。
使用貸借権設定、西部地域、審議番号20番、1件です。
なお、4ページの審議番号14番の案件につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、農地所有適格法人でなくても不許可の例外として農地を取得できるとされております。
こちらの案件では、*****が障害者福祉施設の支援事業用地として使用するものでございます。
以上、審議番号1番から審議番号16番を除く審議番号20番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行い

まして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりまして、本議案の審議番号2番及び20番は、新規農地取得の案件でございますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をお願いいたします。

それでは、報告をお願いします。

委 員 審議番号2番の案件につきまして、2月21日に、申請人の***氏、**委員、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しましたので、報告いたします。申請人の***氏は、今回、草野町吉木の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。

新規農地取得になります。

申請人の年齢は55歳です。申請人は、今回の申請地から車で6分のところに自宅があります。

農作業は、申請人本人のみで行うとのこと。

営農計画は、野菜を作付する計画となっております。

***氏の農業経験は、義理の父が所有する今回の申請地を8年ほど耕作しております。

農機具につきましては、管理機を所有しており、また、管理機、軽トラックを借用する予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、3月3日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号20番の案件につきまして、2月26日に申請人、****氏、**委員、**委員、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の****氏は、今回、安武町安武本の農地を使用貸借にて借り受けて、農

業を始める予定です。

新規農地取得になります。

貸借期間は、令和8年までの1年間です。

申請人の年齢は30歳です。

申請人は、今回の申請地から車で10分のところに自宅があります。

農作業は、申請人本人と妻で行うとのこと。

営農計画は、野菜を作付する計画となっております。

****氏の農業経験は、家族と10年ほど、米、麦、野菜を作られた経験があります。

農機具については、くわ、鎌を導入する予定です。

なお、在留期間は1年ですが、現在も別の会社に勤めており、その会社の更新の見込みがあり、在留資格の更新も見込まれます。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、3月4日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。
審議番号16番除く第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議議案16番を除く第1号議案は可決を
されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
します。

事務局の説明を求めます。

事務局

7ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、大橋町合楽、畑、1筆、330㎡。

申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町森部、畑、1筆、711㎡。

申請理由、申請地を露天資材置場として利用及び物置小屋を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

続きまして、西部地域、3番から、8ページ、5番までの3件です。

3番、申請地、大善寺町宮本、田、2筆、計1,415㎡、のうち9.46㎡。

申請理由、申請地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請地、大善寺町宮本、田、6筆、計3,091㎡、のうち18.85㎡。

申請理由、申請地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、大善寺町夜明、田、1筆、263㎡。

申請理由、申請地を露天車両置場として利用するものです。

なお、審議番号3番及び4番の案件につきましては、営農型太陽光発電設備の設置に該当しておりますので、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いをいたします。

委員 東部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、大橋小学校から南東へ約550mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して東側の水路へ排水いたします。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、露天資材置場として利用及び、物置小屋を建築するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

なお、申請人は建設業を営んでおります。

申請地は、水縄小学校から東へ約1.6kmのところに位置しています。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、既設の石積み及び周囲と高さを合わせることにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、2件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委 員

それでは、続きまして、西部審査会について報告をします。

審議番号3番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、西鉄安武駅から南へ約610mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

本案件は、平成31年4月に既に許可を得ており、今回は2回目の更新手続きとなります。

転用面積は、発電パネルの支柱120本、申請地の周囲を覆うフェンスの79本及び受電用コード杭3本の面積のみであり、転用期間は令和7年4月1日から3年間です。地上より2mから3m強の位置に太陽光パネルを設置し、その下でレンゲ草を栽培する計画となっております。レンゲ草は、飼料として出荷する予定です。今回の更新に当たり、毎年の報告書に基づいて地域の平均的な単収の8割は確保されており、更新については問題がないものと思われま

す。JAみづまに所属する認定農業者より、日陰での育成環境や収穫量の確保など特に問題ないとの意見書をいただいております。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、西鉄安武駅から南へ約480mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区内の農用地区域内にある農地ですが転用目的が、一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

本案件は、平成31年4月に既に許可を得ており、今回は2回目の更新手続きとなります。

転用面積は、発電パネルの支柱242本、申請地の周囲を覆うフェンス138本及び受電用ポール杭6本の面積のみであり、転用期間は令和7年の4月1日から3年間です。地上より2mから3m強の位置に太陽光パネルを設置し、その下でレンゲ草を栽培する計画となっております。レンゲ草は、飼料として出荷する予定です。今回の更新にあたり、毎年の報告書に基づいて地域の平均的な単収の8割は確保されており、更新については問題がないものと思われま

す。JAみづまに所属する認定農業者による日陰での育成環境や収穫量の確保など、特に問題がないことの意見書をいただいております。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、露天車両置場として利用するものですが、既に施工済みでありましたので、始末書付きの申請となっております。

なお、申請人は、自動車整備業を営んでおります。申請地は、西鉄大善寺駅から西へ約240mのところのところに位置します。

農地区分につきましては、西鉄大善寺駅からおおむね300mの区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

議 長 なければ、採決に行きたいと思えます。第2号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
なお、審議番号3番及び4番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取をいたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、審議番号1番から10ページ、審議番号6番までの6件です。

1番、申請地、大橋町合楽、畑、2筆、計772㎡。

申請理由、申請地を取得して、農家住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、こちらの案件は、農地法第4条による同時許可となっております。

2番、申請地、大橋町合楽、畑、2筆、計361㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、山本町豊田、田、1筆、287㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

4番、申請地、山本町豊田、田、1筆、499㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、田主丸町森部、畑、1筆、357㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、田主丸町森部、畑、1筆、95㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

続きまして、西部地域、7番、1件です。

7番、申請地、三瀨町玉満、田、1筆、235㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いをいたします。

委 員 それでは、東部審査会の5条申請について報告をいたします。
審議番号1番、地図ナンバーは6番です。
転用目的は、農家住宅を建築するものですが、農地の一部にカーポートの設置、通路敷としての利用があったため、始末書付きの申請となっております。
申請地は、大橋小学校から東へ約620mのところに位置しております。
農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、溜柵を経由して、東側の水路へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、合併処理浄化槽を経由して、東側の水路へ排水いたします。
被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。
続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは7番です。
転用目的は、分家住宅を建築するものです。
申請地は、大橋小学校から南東へ約550mのところに位置しております。
農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、溜柵を経由して、東側及び南側の水路へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の水路へ排水します。
被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。
続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは8番です。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。
申請地は、山本小学校から北西へ約880mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、山本小学校から北西へ約880mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に敷地造成に着手していたため、始末書付きの申請となっております。

申請地は、水縄小学校から東へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、既設の石積み、及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、水縄小学校から東へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、既設の石積み、及び既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委 員 それでは、西部審査会の報告をいたします。

審議番号7番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、犬塚小学校から北へ約110mのところに位置しております。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南側の水路及び西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより審議に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。
第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
第4号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、田主丸町石垣、畑、1筆、130㎡、現況、宅地、証明理由、建築物
等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは13番です。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願
います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。
第4号議案について賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第4号議案は可決されました。
引き続きまして、第5号議案に参ります。久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。
なお、1番の所有権移転の審議番号3番は、議席番号**番の**委員が譲受人であり、審議番号4番は、議席番号**番の**委員が譲受人であるため、農業委員等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当します。よって、第5号議案は、先に審議番号3番を審議し、次に審議番号4番を審議し、最後に審議番号3番、4番を除く全ての議案を審議いたします。
それでは、第5号議案の3番、議題とします。
議席番号の**番、**委員の退席を求めます。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので、付議いたします。
13ページをお願いいたします。
1、所有権移転、第1区、3番の1件です。
3番、所在地、太郎原町、田、1,968㎡、推進機構からの買入れとなります。
以上、1、所有権移転、審議番号3番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。第5号議案、審議番号3番について可決されました。久留米市長宛通知をいたします。

審議番号3番が終了いたしましたので、議席番号**番の**委員の出席を求めます。

議 長 **委員へ報告をいたします。審議番号3番は可決されました。

続きまして、第5号議案の審議番号4番でございます。議席番号**番の**委員の退席を求めます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

13ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、4番の1件です。

4番、所在地、藤山町、畑、672㎡、推進機構からの買入れとなります。

以上、1、所有権移転、審議番号4番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、第5号議案、審議番号4番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案、審議番号4番は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

審議番号4番の審議は終了しましたので、議席番号**番の**委員出席を求めます。

**委員へ報告いたします。審議番号4番は可決されました。

続きまして、審議番号3番、4番を除く第5号議案を議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、審議番号3番、4番を除く7件です。

2、利用権設定（通年作）、989件。

3、利用権設定（期間借地）、61件です。

利用権設定は、久留米市では年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は6月16日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

なお、利用権設定による農地の貸し借りにつきましては、来年度より農地中間管理事業に移行しますので、今回が最後になります。

13ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から、3番及び4番を除く5番までの3件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、1,709㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、荒木町荒木、田、2筆、計1,893㎡、推進機構からの買入れとなります。

5番、所在地、山川安居野二丁目、畑、田、2筆、計1,980㎡、推進機構からの買入れとなります。

14ページをお願いいたします。

第2区、6番、7番の2件です。

6番、所在地、田主丸町以真恵及び田主丸町菅原、田、3筆、計3,058㎡、推進機構からの買入れとなります。

7番、所在地、田主丸町牧、田、5,967㎡、推進機構からの買入れとなります。
第3区、8番の1件です。

8番、所在地、北野町大城、田、970㎡、推進機構からの買入れとなります。
第4区、9番の1件です。

9番、所在地、城島町江上本、田、3筆、計5,915㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、申請人はイチゴのハウス栽培を行い、農地移動適正化あっせん事業において農業委員会が定める経営面積の基準の特例として花卉栽培等の集約経営が行われる場合とあり、申請人はその特例に該当しているものと判断しております。

15ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）、こちらは右下の総計のみ御説明いたします。
契約件数、989件、筆数、2,402筆、設定面積、336万7,080.31㎡です。

16ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）、こちらについても右下の総計のみ御説明いたします。
契約件数、61件、筆数、157筆、設定面積、35万7,172㎡です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から、3番、4番を除く9番まで、2、利用権設定（通年作）、989件、3、利用権設定（期間借地）、61件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございましたでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、採決いたします。
審議番号3番、4番を除く第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、審議番号3番、4番を除く第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第6号議案に参ります。

久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。

なお、審議番号17番は、議席番号**番の**委員が譲受人の株式会社****の役員であるため、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当します。よって、第6号議案は先に審議番号17番を審議し、次に除く全ての議案を審議いたします。

それでは、第6号議案の審議番号17番を議題といたします。

議席番号**番の**委員の退席を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 第6号議案に入ります前に、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定につきまして変更がありますので説明いたします。

久留米市農用地利用集積等促進計画の決定につきましては、これまで農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会は久留米市長より決定を求められておりましたが、来年度から中間管理事業に移行することにより、中間管理事業の促進に関する法律に基づき、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定は福岡県知事が行うことになりました。それで農業委員会は久留米市長より意見を求められることになりました。これまでは、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定議案として第5号議案の様式で付議しておりましたが、これからは第6号議案の様式に変更になります。

変更点につきましては、これまでは譲渡人の久留米市農用地利用集積等促進計画の決定し、その2か月後の総会で譲受人の久留米市農用地利用集積等促進計画の決定をそれぞれ行っておりましたが、今後は譲渡人と譲受人同時に久留米市農用地利用集積等促進計画について農業委員会の意見を求められることになりましたので、第6号議案の様式になります。

また、譲受人につきましては、地域計画に位置付けられていることが要件になりますが、3月総会の時点では地域計画の公告前ですので、地域計画位置づけ予定ということで記載しております。よろしく願いいたします。

それでは、17ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。

中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より農用地利用集積等促進

計画について意見を求められたので付議いたします。

1、内容、22ページの第2区、審議番号17番の1件です。

22ページをお願いいたします。

17番、所在地、田主丸町中尾、田、7筆、計1万1,363㎡です。

24ページをお願いいたします。

2、意見（案）、各譲受人の営農状況により要件を満たしていると認めるため、当該計画は問題ないと思われま。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまから採決をいたします。
第6号議案の審議番号17番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案、審議番号17番は可決されました。久留米市長宛て通知をします。
審議番号17番の審議が終了しましたので、議席番号**番の**委員の出席を求めます。
**委員へ報告をいたします。審議番号17番は可決されました。
続きまして、審議番号17番を除く第6号議案を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。
中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので付議いたします。
1、内容、第1区、1番から、21ページの15番までの15件です。
1番、所在地、荒木町荒木、田、13筆、計7,830㎡。

18ページをお願いいたします。

2番、所在地、荒木町荒木、田、3筆、計5,558㎡です。

3番、所在地、荒木町今、田、1,701㎡です。

4番、所在地、荒木町下荒木、田、3,591㎡です。

5番、所在地、大橋町蜷川、田、816㎡です。

19ページをお願いいたします。

6番、所在地、大橋町蜷川、田、634㎡です。

7番、所在地、大善寺町中津、田、825㎡です。

8番、所在地、大善寺町中津、田、763㎡です。

9番、所在地、大善寺町中津、田、930㎡です。

20ページをお願いいたします。

10番、所在地、大善寺町中津、田、4筆、計3,322㎡です。

11番、所在地、藤山町、田、459㎡です。

12番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、3,032㎡です。

13番、所在地、安武町住吉、畑、田、3筆、計4,315㎡です。

21ページをお願いいたします。

14番、所在地、安武町住吉、田、5筆、計7,137㎡です。

15番、所在地、安武町武島、田、4,559㎡です。

22ページをお願いいたします。

第2区、16番から、17番を除く23ページの19番までの3件です。

16番、所在地、田主丸町常盤、田、5筆、計2,901㎡です。

23ページをお願いいたします。

18番、所在地、田主丸町益生田、畑、986㎡です。

19番、所在地、田主丸町八幡、田、2,923㎡です。

第3区、20番、21番の2件です。

20番、所在地、北野町金島、田、612㎡です。

21番、所在地、北野町高良、田、2筆、計1,763㎡です。

24ページをお願いいたします。

第4区、22番の1件です。

22番、所在地、城島町檜津、田、11筆、計1万956㎡です。

2、意見（案）、各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われま

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。
審議番号17番を除く第6号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号17番を除く第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
続きまして、第7号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 25ページをお願いいたします。
第7号議案、農用地の買入協議要請について。
農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。
第1区、1番の1件です。
1番、所在地、宮ノ陣町若松、田、2筆、計6,234㎡。
要請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みましたが、売り渡し希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など将来的な見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため市長へ買入協議を行うものです。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、採決をいたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。
続きまして、第8号議案、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。
説明を事務局よりお願いします。

事 務 局 26ページをお願いいたします。
第8号議案、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について。
市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条第1項の規定に基づき、同規則の一部改正について久留米市長より協議を求められたので付議いたします。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定を改正するとしております。
こちら表を載せておりまして、この規則の別表の部分になりますが、左側が現在のもので右側が改正後のものとなっております。
変更箇所は、27ページにあります、片仮名で、キ、ク、ケ、コ、サ、とありますが、ケとコの間に変更され、右の表のコの部分に変更されます。第51条第3項の規定による公表、こちらの事務が市長部局から事務の委任を受けるものとなっております。もともとあったコとサがそれぞれサとシに、後ずれしたものとなっております。また、この第51条の第3項が追加されたことにより、元々第3項だったものが第4項になったということで、右側のサにある第51条第4項というところが第3項から第4項に番号が後にずれているものとなっております。
また、28ページをご覧くださいと、補助執行の部分になりますが、こちらも(5)のところを農地法第51条の第3項が追加されたことにより、第4項、第5項だったものが第5項、第6項に後にずれたというところで改正を行うものとなっております。

す。

この改正に伴う協議は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとするところになっておりまして、こちら参考といたしまして、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の部分と農地法で今度追加された部分のところを参考で置いておりますが、レジュメと一緒にお配りしている、別紙の資料を使ってもう少し詳しく説明をしたいと思います。

今回、この規則を改正するに至ったのが、農地法の第51条というものがございまして、第51条は違反転用に関する処分について明記をされていたものになります。

こちらの第3項のところは4月1日より施行されるということになりますので、ここの部分につきまして、第51条に関する事務は市長の権限による事務の委任をもとと受けておりましたので、この追加された第3項の部分に関しても事務の委任を受けるということで改正を行うものです。

追加された内容は、久留米市は平成29年に県のほうから権限移譲を受けておりますので、市が許可権者となっており、第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じられた違反転用者等が当該命令に係る期限までに正当な理由がなくて命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る土地の地番、その他必要な事項を公表することができるというふうになっております。

いわゆる違反転用により指導や勧告を経て、最終的にもう土地を農地に戻しなさいという行政処分です。原状回復命令を発出して、それでもなお、期限内に従わなかった場合は、その後、行政代執行までするかどうかですが、その命令に従わなかったという事実を公表することができるということで、広く知らせることができる法律の立てつけをつくることにより違反転用を抑止したり、また原状回復命令に従わせるような目的として設けられているものです。

公表の方法について、農地法の関係事務処理要領というもので明記をされておりますが、公表については、命令に従わなかった旨、命令に係る違反転用に関する土地の所在等、また命令に係る違反転用の内容やその命令の内容、命令を受けた者の氏名、法人の場合はその名称であったり、その代表者の氏名をホームページや広報等により行うことが考えられるとあり、公表することができるという法律の立てつけができているものとなっております。

農水省のホームページに違反転用に対する一般的な対応の流れがございまして、上からは是正の指導や勧告で行政処分というものがございまして、その行政処分を行った上で正当な理由なく命令に従わなかった場合は公表することが可能になるという法律

が施行されますので、その法律の施行に伴ってこちらの規則を改正するといったものになっておるところでございます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、採決をいたします。
第8号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。
続きまして、第9号議案でございます。農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づく同意についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 29ページをお願いいたします。
第9号議案、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づく同意について。
久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員より下記のとおり辞任届の提出があり、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農業委員会の同意を求められたので付議いたします。

- 1、辞任申出推進委員、1区の田中信義推進委員となります。
- 2、辞任申出理由、一身上の都合によるとなっております。

本日、こちらで可決いたしましたら辞任の決定ということで御本人様に決定通知を送付するという形になるところでございます。

こちら参考に法律の23条で推進委員は正当な事由があるときには農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるようになっておりますので、この条項に基づいての審議というところになっておるものでございます。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたけれども、何かございましたらお願いをいたします。よろしゅ

うございましょうかね。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようでございますので、採決をいたします。
第9号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第9号議案は可決をされました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局の説明を省略いたします。
ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、報告第1号から第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、9番、清水邦宏委員、23番、松隈康吉委員をお願いいたします。これを持ちまして、農業委員会総会を閉会いたします。